

高齢者福祉計画・(第8期)介護保険事業計画における介護保険料率の設定について

1 所得段階等の設定について

保険料率算定に当たっての所得段階は、第7期計画期間の算定方法を踏襲します。(所得段階・区分は変更しない)

(1) 理由 第8期事業計画に基づく給付見込みから算出される保険料率は第7期と同水準であるため。

(2) 具体的内容

①国の保険料基準段階は9段階であるが、**所得段階上位の第7段階以降を弾力化し12段階まで拡大設定する。**
これにより、高所得者の基準保険料率に対する負担割合の最大値を1.7倍から2.2倍に拡大する。
あわせて、**低所得者となる第1段階の負担割合を0.5から0.4に、第2段階の負担割合を0.75から0.6へ軽減する。**

②このほか制度に則った公費の投入により第7期計画期間と同様に、**第1段階の負担割合を0.4から0.3に、第2段階の負担割合を0.6から0.5に、第3段階の負担割合を0.75から0.7に軽減する。**

※この軽減に伴う財源は1/2を国が負担、1/4ずつ県と市で負担

※第7期計画期間中に、消費税率の引き上げに伴い対象者及び軽減割合を拡大した経過あり。

・当初 第1段階のみ 0.4⇒0.35

・拡大後 第1段階 0.35⇒0.3 第2段階 0.6⇒0.5 第3段階 0.75⇒0.7

2 介護給付費準備基金からの繰入れに関する考え方

(1) **基金残高 322,228千円(令和2年度末見込み)**

[補足事項]

①令和元年度末の基金残高 233,597千円

②令和2年度の給付実績も予算額を下回ることは確実であり、現状では単年度決算で黒字が見込まれる状況
第1回定例会に令和2年度介護保険特別会計補正予算案を提案

(2) 介護給付費準備基金からの繰入れに関する補足的事項

①介護給付費準備基金の全額を投入することで、第8期の保険料負担を月額250円程度引き下げることが可能です。
一方で、実質保険料との乖離も大きくなるため、第9期計画期間の保険料策定時には「今回引き下げた額」+「給付費の伸びによる増額」が加算されることにより、保険料の大幅な引き上げをせざるを得ない状況が生じます。

②第1号被保険者の保険料負担割合

65歳以上の高齢者が給付費のうち保険料として負担する割合は、制度開始時に17%だったものが、全国的な高齢化の進行により、事業計画策定時に1%ずつ上昇し、現在は23%となっています。第8期の負担割合は、はじめて据え置かれていましたが、第9期計画策定時には見直しが行われる可能性が高いと捉えています。

介護保険料月額を6,000円とした場合、負担割合が1%上昇することで保険料を260円程度引き上げる必要が生じます。第9期には給付の伸びにプラスして、負担割合上昇による更なる引き上げを想定せざるを得ない状況があります。

(3) 介護給付費準備基金からの繰入れに関する方針

①第9期では、第1号被保険者の保険料負担割合の上昇が見込まれ、結果として保険料の更なる上昇を想定せざるを得ない状況にあります。

将来的にわたり高齢者に介護保険料を安定的に負担いただくためには、介護給付費準備基金を効果的に活用する必要があります。

②施設整備方針策定時に、「準備基金を活用することで市民の保険料負担を抑えつつ、将来的な要介護者の増加を見据えて施設整備を進める。」としたため、**現在想定する基金総額は、主に施設整備に伴う保険料上昇分の軽減財源と位置付ける。**

〔第8期で予定する施設整備の保険料への影響額〕

●第8期保険料への影響分	99円/月額	基金繰入れ必要額	約120,000千円
●第9期保険料への影響分	148円/月額	基金繰入れ必要額	約175,000千円（第8期算定時における金額）

3 基準保険料率 5,980円/月額 ※介護給付費準備基金からの繰入れ額 128,000千円

4 第8期計画期間の介護保険料の試算

給付費総額	負担割合		保険料負担相当額	介護給付費 準備基金繰入金	保険料総額相当	
34,198,947千円	×23%=	7,865,758千円	8,197,293千円	0千円	8,197,293千円	① 基金繰入れ無
地域支援事業費総額		+				
1,441,457千円	×23%=	331,535千円		128,000千円	8,069,293千円	② 基金繰入れ有

	財政調整交付金 5%超見込額	保険料収納 必要額	保険料賦課 必要額	標準算定の保険料	所得段階等弾力化 後の保険料
① -	779,425千円	7,417,868千円	7,452,897千円	6,154円	6,085円
② -		7,289,868千円	7,324,292千円	6,048円	5,980円

※交付率平均 7.13%と想定

収納率99.53%

【参考】介護保険料基準額(月額)の内訳

	第7期		第8期	
	金額	構成比	金額	構成比
介護給付費	5,453	89.6%	5,530	90.8%
在宅サービス	2,797	46.0%	2,761	46.0%
居宅系サービス	409	6.7%	418	6.9%
施設サービス	2,247	36.9%	2,351	38.6%
その他給付費	329	5.4%	308	5.1%
地域支援事業費	279	4.6%	272	4.5%
財政安定化基金償還金	27	0.4%	0	0.0%
市町村特別給付	0	0.0%	-25	-0.4%
保険料必要額(月額)	6,088	100.0%	6,085	100.0%
準備基金取崩額	0	0.0%	105	1.7%
保険料基準額(月額)	6,088	100.0%	5,980	98.3%

第8期介護保険事業計画期間介護保険料率設定案		国標準割合	飯田市割合			飯田市介護保険料			
		第7期第8期共通割合	第7期(最終)割合	第8期割合	割合	第7期(最終)月額	第8期月額	8期-7期月額	第8期年額
所得段階	所得区分								
第1段階	生活保護を受けている方、または、世帯全員が市民税非課税で 老齢福祉年金を受給している方	0.50	0.30	0.30	10.12%	1,826円	1,794円	△ 32円	21,528円
	世帯全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金 収入額が80万円以下の方		0.40	0.40		2,435円	2,392円	△ 43円	28,704円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金 収入額が80万円超120万円以下の方	0.75	0.50	0.50	8.00%	3,044円	2,990円	△ 54円	35,880円
			0.60	0.60		3,652円	3,588円	△ 64円	43,056円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金 収入額が120万円を超える方	0.75	0.70	0.70	7.97%	4,261円	4,186円	△ 75円	50,232円
			0.75	0.75		4,566円	4,485円	△ 81円	53,820円
第4段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員に市民税課税者がいる が、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	0.90	0.90	11.56%	5,479円	5,382円	△ 97円	64,584円
第5段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいる 方	1.00	1.00	1.00	21.07%	6,088円	5,980円	△ 108円	71,760円
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満の 方	1.20	1.20	1.20	17.51%	7,305円	7,176円	△ 129円	86,112円
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上200 万円未満の方	1.30	1.40	1.40	11.72%	8,523円	8,372円	△ 151円	100,464円
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上300 万円未満の方	1.50	1.60	1.60	6.09%	9,740円	9,568円	△ 172円	114,816円
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が300万円以上400 万円未満の方	1.70	1.85	1.85	2.51%	11,262円	11,063円	△ 199円	132,756円
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上600 万円未満の方	1.70	1.95	1.95	1.73%	11,871円	11,661円	△ 210円	139,932円
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が600万円以上700 万円未満の方	1.70	2.05	2.05	0.42%	12,480円	12,259円	△ 221円	147,108円
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上の 方	1.70	2.20	2.20	1.31%	13,393円	13,156円	△ 237円	157,872円

★第1段階から第3段階までは、下段が所得段階の弾力化後の数字、上段が公費投入による軽減後の数字